

告示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村 正 則

- | | | |
|---|-------|--------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路線名 | 上新郷埼玉線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
行田市大字埼玉字下埼玉通一〇九二番二地先から 同市大字埼玉字片原通三四八三番一 地先まで			区 間
一一・二〇〇 一五・三三三	六・三五〇 一〇・五〇〇	敷地の幅員 (メートル)	
七九六・九〇			延 長 (メートル)
			備 考